ごしょがわら縁結びサポート制度実施要領

第1 制度の目的

結婚に関する男女の希望を実現するため、ごしょがわら縁結びサポートセンター(以下「センター」という。)を創設し、官民を挙げて適切な出会いの機会の創出や、結婚に対する意識変革等を図ることを目的とする。

第2 実施内容

- (1) センターの管理・運営に関すること。
- (2) センターを利用した独身男女のマッチング(お見合い)
- (3) 縁結びサポーター、団体サポーター及び協賛団体に関すること。
- (4) 婚活支援セミナー・イベントの実施に関すること。
- (5) 出会いに関するイベント情報等の提供に関すること。
- (6) その他婚活支援に必要な事項に関すること。

第3 組織

- (1) センターは、会員、縁結びサポーター、団体サポーター、協賛団体で構成されるものとする。
- (2) センターの事務局を五所川原市企画課内に置く。

第4 会員

会員は、結婚を希望する満20歳以上の独身者で、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、 深浦町、鶴田町、中泊町(以下「五所川原圏域」という。)在住又は結婚後五所川原圏域 に居住する意向がある者とする。

第5 会員登録

- (1) 会員登録しようとする者は、ごしょがわら縁結びサポートセンター会員登録申込書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出すること。
- ①プロフィールカード(様式第2号)
- ②同意書兼誓約書(様式第3号)
- ③戸籍個人事項証明書(抄本)
- ④身分証明書(運転免許証、パスポートなど写真付のもの)
- (2) 市長は、前項の規定による申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、登録することを決定した場合は会員登録証(様式第4号)を送付するものとする。
- (3) センターの利用は、別に定める「ごしょがわら縁結びサポートセンターのご利用に 当たって」によるものとする。

第6 縁結びサポーター

縁結びサポーターは、満20歳以上の青森県内在住の個人で、ごしょがわら縁結びサポート制度の目的に賛同し、次に掲げる活動を行う者とする。

- (1)会員同士又は会員と非会員のマッチング(お見合い)
- ②マッチング(お見合い)の調整・立会い等
- ③マッチング(お見合い)に向けた相談
- ④センターが実施する情報交換会、婚活支援セミナー・イベント等への参加
- ⑤その他婚活支援に必要な事項に関すること。

第7 縁結びサポーター登録

- (1) 縁結びサポーターに登録しようとする者は、ごしょがわら縁結びサポートセンター 縁結びサポーター登録申込書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出する こと。
- ①同意書兼誓約書(様式第6号)
- ②身分証明書(運転免許証、パスポートなど写真付のもの)
- (2) 市長は、前項の規定による申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、登録することを決定した場合は縁結びサポーター登録証(様式第4号)を送付するものとする。
- (3) 縁結びサポーターの活動は、別に定める「縁結びサポーターの活動について」によるものとする。

第8 団体サポーター

団体サポーターは、ごしょがわら縁結びサポート制度の目的に賛同し、次に掲げる要件を満たす企業、団体、地域住民組織等(以下「企業等」という。)とする。

- ①企業等の構成員等に本制度の周知を図る団体
- ②企業等の構成員等に各種婚活事業の周知を図る団体
- ③企業等の構成員等が会員及び縁結びサポーターに登録した際には、積極的な利用・活動ができるような環境づくりを行う団体
- ④宗教活動や政治活動を目的としない団体

第9 団体サポーター登録

- (1) 団体サポーターに登録しようとする企業等は、ごしょがわら縁結びサポートセンター団体サポーター登録申込書(様式第7号)に同意書兼誓約書(様式第8号)を添えて市長に提出すること。
- (2) 市長は、前項の規定による申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、登録することを決定した場合はその旨を当該企業等に通知するものとする。

第10 協賛団体

協賛団体は、ごしょがわら縁結びサポート制度の目的に賛同し、次に掲げる要件を満たす企業等とする。

- ①協賛事業として、本事業のマッチングの支援やその他婚活支援事業を行う団体
- ②宗教活動や政治活動を目的としない団体

第11 協賛団体登録等

- (1)協賛団体に登録しようとする企業等は、ごしょがわら縁結びサポートセンター協賛 団体登録申込書(様式第9号)に同意書兼誓約書(様式第10号)を添えて市長に提出 すること。
- (2) 市長は、前項の規定による申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、登録することを決定した場合はその旨を当該企業等に通知するものとする。
- (3) 協賛団体が協賛事業を実施する場合は、ごしょがわら縁結びサポートセンター協賛 事業周知依頼書(様式第11号)に開催要項など事業概要がわかる資料を添えて市長に 提出すること。

第12 登録期間等

登録の有効期間は、会員、縁結びサポーター、団体サポーター、協賛団体のいずれも 登録日から3年間とする。ただし、希望すれば引き続き登録をすることができる。

第13 登録料、年会費及び利用料

各種登録に係る費用、センターの年会費及び利用料は無料とする。

第14 暴力団の排除

- (1)会員及び縁結びサポーターは、現在暴力団員等に該当しておらず、登録されている 間も該当しない者とする。
- (2) 団体サポーター及び協賛団体は、現在暴力団又は暴力団と関係のある団体等に該当しておらず、登録されている間も該当しない者とする。

第15 プロフィール帳の閲覧

- (1) プロフィール帳とは、プロフィールカード(様式第2号)を綴ったものをいう。
- (2) 会員及び縁結びサポーターは、マッチングを希望する相手を探すため、事務局職員 立会いのもと、プロフィール帳を閲覧することができる。なお、会員及び縁結びサポー ター以外の者が閲覧することはできない。
- (3) プロフィール帳を閲覧する場合は、あらかじめ事務局に電話又はメールで予約をしなければならない。

第16 各種登録内容の変更及び退会

- (1)各種登録内容に変更が生じた場合は、ごしょがわら縁結びサポートセンター登録情報変更届(様式第12号)を速やかに市長に提出すること。
- (2) センターを退会しようとする者は、ごしょがわら縁結びサポートセンター退会届 (様式第13号)を市長に提出すること。

第17 登録の抹消

次に掲げる事項に該当した場合は登録を抹消するものとする。

①同意書兼誓約書に掲げる事項に反した場合

- ②虚偽の申告等が判明した場合
- ③その他ふさわしくない行為等があったと認められる場合

第18 個人情報の保護について

会員及び縁結びサポーターが取り扱う情報は個人情報として、目的以外に使用してはならない。また、個人情報の漏洩が判明したときは、発見者は速やかに市長に報告しなければならない。

第19 留意事項

- (1) ストーカー行為等の犯罪行為又は相手の意思に反して個人情報を聞き出すなどの行為があった場合は、法に基づき厳正に対処する。
- (2) 縁結びサポーターは会員に報酬の要求をしてはならない。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

ごしょがわら縁結びサポートセンターのご利用に当たって

1 ごしょがわら縁結びサポート制度とは

結婚に関する男女の希望を実現するため、適切な出会いの機会の創出や、結婚に対する意識変革等を図ることを目的に創設されたものです。

2 会員登録

- ・制度実施要領第5に規定する必要書類を事務局までお持ちください。
- 会員登録は完全予約制のため、事前予約を行った上で事務局までお越しください。
- ・本人以外の来所予約及び登録申込はできませんのでご留意ください。
- ・登録期間は原則2年間で、登録期間が終了した場合は自動的に登録が抹消となりますが、希望する場合は引き続き登録することができます。

3 プロフィール帳の閲覧

- ・プロフィール帳の閲覧は、完全予約制のため、事前予約を行った上で事務局までお越 しください。
- ・プロフィール帳の閲覧は、1回につき30分までとし、携帯電話やカメラ、音響機器、 筆記用具等の使用は出来ません。
- ・プロフィール帳の閲覧は、個人情報保護のため、職員立会いのもとで行います。
- ・会員以外の方が閲覧に立ち合うことはできません。ただし、会員が複数名で一緒に閲覧することは可能ですが、予約時にその旨をあらかじめお知らせください。

4 マッチング方法について

別紙「マッチングの流れについて」をご参照ください。

5 交際について

交際に至る前のデートや交際については互いにマナーを守り、それぞれの責任において行動してください。なお、交際がスタートした際には事務局へお知らせください。

6 その他

- ・会員登録及びプロフィール帳の閲覧可能日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後8時までとします。(祝休日及び年末年始を除く)
- ・事前予約は、電話又はメールでの受付となり、希望日の5日前(5日前が祝休日及び 年末年始である場合はその前の平日)の午後5時までに予約をしてください。

電話受付時間:午前8時30分から午後5時まで(祝休日及び年末年始を除く)

- ・この事業で知り得た個人情報については、守秘義務を遵守し、登録中・登録を抹消後 においても許可無く第3者へ漏らしてはなりません。
- ・登録後、結婚が決まりましたら事務局へお知らせください。登録を抹消する手続きを 行います。
- ・ストーカー行為など倫理・マナーに反する行為があった場合は登録を抹消します。特に悪質な場合は法に基づき厳正に対処します。

マッチングの流れについて

〇ステップ1-1【プロフィール帳を閲覧し、会いたいお相手が見つかった場合】

- ①事務局へその旨をお知らせください。
- ・初回は、会員と会いたいお相手、双方と相性が良さそうなサポーターを紹介します。
- ・2回目以降は、同じサポーターが良いか、新たなサポーターが良いか等の意思確認を させていただきますが、サポーター側の都合により、ご希望に添えない場合もあります ので、あらかじめご了承ください。
- ②サポーターがお相手にマッチングの可否を確認します。
- ・サポーターから、会員へ担当サポーターとなった旨をご連絡し、その後にお相手にマッチングするかしないかを確認し、その結果を改めてご連絡します。
- ・お相手が承諾し、マッチングが決定しましたら、その時点でダブルブッキング等を防止するため、双方のプロフィール帳へのプロフィールカード掲載は停止となります。

〇ステップ1-2【縁結びサポーターにマッチングを薦められた場合】

サポーターにマッチングを薦められた場合、そのお相手が会員である場合は、プロフィール帳を閲覧した上で、マッチングをするかどうか決めることもできますが、非会員である場合は、サポーターとよく話をした上で決定してください。

〇ステップ2【マッチングの実施】

①マッチングの実施が決まったらサポーターを介して日程を調整します。

サポーターが中心となって調整をしますので、この間、お見合いに向けてお気軽にご相談ください。ただし、サポーターに対して過剰な連絡をしないなど節度ある行動をお願いします。

- ②日程・場所が決まったらいよいよマッチングです。
- ・マッチングは最長2時間までとし、サポーターは最長1時間まで同席可能です。
- ・当日、サポーターに交通費・雑費として、双方それぞれ500円を支払ってください。
- ・トラブルを防ぐため、マッチング当日のうちに、自身の氏名・住所・電話番号等は相 手に教えるようことはしないでください。

〇ステップ3【マッチング実施後の意思確認】

①双方が今後も会いたいと希望する場合

サポーターが双方にお相手の連絡先をお知らせします。なお、この場合、双方のプロフィール帳へのプロフィールカード掲載の停止は継続されることとなります。

②新たな出会いを探すことを希望する場合

双方のプロフィール帳へのプロフィールカードの掲載を再開します。

〇ステップ4【双方が今後も会いたいと希望した後について】

連絡を取り合う中で、交際に発展した、又は新たな出合いを探すことになった時点で 事務局までお知らせください。なお、連絡がない場合は3ヶ月を経過した時点で事務局 から双方にご連絡させていただきます。

縁結びサポーターの活動について

1 ごしょがわら縁結びサポート制度とは

結婚に関する男女の希望を実現するため、適切な出会いの機会の創出や、結婚に対する意識変革等を図ることを目的に創設されたものです。

2 縁結びサポーター登録

- 制度実施要領第7に規定する必要書類を事務局までお持ちください。
- ・サポーター登録は完全予約制のため、事前予約を行った上で事務局までお越しください。
- 本人以外の来所予約及び登録申込はできませんのでご留意ください。
- ・登録期間は原則2年間で、登録期間が終了した場合は自動的に登録が抹消となりますが、希望する場合は引き続き登録することができます。

3 プロフィール帳の閲覧

- ・プロフィール帳の閲覧は、完全予約制のため、事前予約を行った上で事務局までお越 しください。
- ・プロフィール帳の閲覧は、1回につき30分までとし、携帯電話やカメラ、音響機器、 筆記用具等の使用は出来ません。
- ・プロフィール帳の閲覧は、個人情報保護のため、職員立会いのもとで行います。
- ・サポーター以外の方が閲覧に立ち合うことはできません。ただし、サポーターが複数 名で一緒に閲覧することは可能ですが、予約時にその旨をあらかじめお知らせください。

4 マッチング方法について

別紙「マッチングの流れについて」をご参照ください。

5 会員からの相談について

サポーターには、会員からのマッチングに向けた相談に対するアドバイスといった支援も行っていただきます。交際に発展した会員からの相談については、サポーターとしての活動外となりますので、それぞれの責任の範囲で行動してください。

6 その他

- ・サポーター登録及びプロフィール帳の閲覧可能日時は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後8時までとします。(祝休日及び年末年始を除く)
- ・事前予約は、電話又はメールでの受付となり、希望日の5日前(5日前が祝休日及び 年末年始である場合はその前の平日)の午後5時までに予約をしてください。

電話受付時間:午前8時30分から午後5時まで(祝休日及び年末年始を除く)

- ・この事業で知り得た個人情報については、守秘義務を遵守し、登録中・登録を抹消後においても許可無く第3者へ漏らしてはなりません。
- ・ストーカー行為等など倫理・マナーに反する行為があった場合は登録を抹消します。 特に悪質な場合は法に基づき厳正に対処します。

マッチングの流れについて

〇ステップ1【プロフィール帳を閲覧し、マッチングさせたいお相手が見つかった場合】

- ①事務局へその旨をお知らせください。
- 会員の連絡先をお伝えします。
- ②双方にマッチングの可否を確認してください。
- ・まずは会員へ担当サポーターとなった旨をご連絡し、その後に双方にマッチングする かしないかを確認し、結果を改めてご連絡してください
- ・双方が承諾し、マッチングが決定しましたら、その時点でダブルブッキング等を防止 するため、双方のプロフィール帳へのプロフィールカード掲載は停止となります。

※会員と非会員とのマッチングについては、両者が会員である場合は、お互いのプロフィール帳を確認してから、お会いするかどうかを決めることができますが、一方が非会員である場合は、サポーターが提供する情報がすべてとなりますので、個人情報の保護等に十分注意し、双方とよく話をして決定してください。

〇ステップ2【マッチングの実施】

- ①マッチングの実施が決まったらサポーターが中心となって日程を調整します。
- 日程が決定したら、事務局まで実施日時、実施場所等をお知らせください。
- ・サポーターは会員に対して、過剰な連絡をしないなど節度ある行動をお願いします。
- ②日程・場所が決まったらマッチングです。
- ・マッチングは最長2時間までとし、サポーターは最長1時間まで同席可能です。
- ・当日、サポーターには交通費・雑費として、双方からそれぞれ500円が支払われます。
- ・トラブルを防ぐため、マッチング当日に氏名、住所、電話番号等は交換させないでください。サポーターも同様に双方の氏名、住所、電話番号等を教えないでください。

〇ステップ3【マッチング実施後の意思確認】

マッチングが終了したら、双方に今度も会ってみたいかどうかの意思を確認するとともに、事務局に「マッチング実施結果報告書(様式1)」を提出してください。

①双方が今後も会いたいと希望する場合

サポーターが双方にお相手の連絡先をお知らせください。なお、この場合、双方のプロフィール帳へのプロフィールカード掲載の停止は継続されることとなります。

②新たな出会いを探すことを希望する場合

今後のよりよい出会いにつなげるため、マッチングに立ち会っての感想など、会員に対するアドバイスをお願いします。なお、この場合、双方のプロフィール帳へのプロフィールカードの掲載を再開します。

〇ステップ4【双方が今後も会いたいと希望した後について】

交際に発展した後の相談等は、サポーターとしての活動の範囲外となりますので、それぞれの責任の範囲で行動してください

ごしょがわら縁結びサポートセンター マッチング実施結果報告書

五所川原市長 殿

縁結びサポーター 氏名

下記のとおりマッチングを実施しましたので、その結果を報告します。

記

実施日時	平成	年	月	日	(開始時間		:)	
実施場所									
依頼者	□ 男性 ※会員の ⁵		女性 録ニック	ネーム	()
お相手	ロ 男性 ※会員の ^均		女性 録ニック	ネーム	()
経緯		ーターが			の依頼があっ 非会員を引き			の)	
マッチングの 概要									
今後の希望	依頼者: 3 お相手: 3 双方が希望	また会う	ことを【		希望 ロ 希望 ロ コ 伝えた	希望	しない しない 伝えで]	い]
備考									